

建築士事務所業務チェックリスト R7.7ver.

記入日:

登録番号:

建築士事務所名:

○「回答欄」に回答選択肢より該当する番号を記載(選択)してください。

項目・解説【法:建築士法 規則:建築士法施行規則】	回答選択肢	回答欄
建築士の職責【法第2条の2】		
1 建築士事務所のすべての建築士は、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、建築物の質の向上に寄与するように、公正かつ誠実にその業務を行っていますか？	1 行っている 2 行っていない	
建築士事務所の監督処分【法第26条・福島県建築士事務所監督処分等基準要綱】		
2 (1) 建築士事務所の監督処分として、登録の取り消し・1年以内の事務所閉鎖・戒告があることを知っていますか？	1 知っている 2 知らない	
(2) 所属建築士が懲戒処分を受けた場合、建築士事務所も監督処分を受けることがあることを知っていますか？	1 知っている 2 知らない	
重要事項の説明【法第24条の7・規則第22条の2の2】		
3 (1) 設計や工事監理契約を締結しようとする際、管理建築士等から建築主に対し、重要事項を記載した書面を交付して説明していますか？ * 契約を締結する前に、以下の内容を記載した書面を交付し、説明することが義務付けられています。 * 建築主の承諾を得て、メール等により提供した場合は書面を交付したものとみなします。 □建築士事務所の名称・所在地・事務所の種別・開設者の氏名又は名称 □建築物の概要 □作成する設計図書の種類(設計) □工事と設計図書との照合方法及び報告方法(工事監理) □再委託する場合 概要・建築士事務所の名称及び所在地 □業務に従事する建築士及び建築設備士の氏名・建築士資格・登録番号 □報酬の額及び支払いの時期 □契約の解除に関する事項 * 契約に先立って、建築主に業務内容や業務体制等を理解してもらうために説明するものであり、契約をめぐるトラブルを未然に防ぐためにも必ず行ってください。契約書と兼ねることはできません。	1 全てを記載した書面を交付して説明している 2 次のいずれかに該当 ・書面に記載漏れがある ・書面を交付していない ・説明していない	
(2) 重要事項を説明する際、建築主に対し、建築士免許証又は建築士免許証明書を提示していますか？ * 免許型の建築士免許証は、再交付の手続きによりカード型の建築士免許証明書に切り替えられます。	1 提示している 2 提示していない	
書面による契約締結【法第22条の3の3・規則第17条の38】		
4 (1) 延べ面積が300㎡を超える建築物の設計や工事監理について、書面により契約を締結し、契約当事者の記名押印又は署名をして相互に交付していますか？ * 契約の相手方の承諾を得て、メール等により提供した場合は書面を交付したものとみなします。	1 している 2 していない 3 実績なし	
(2) 契約書に次の事項を記載していますか？ □対象となる建築物の概要 □設計又は工事監理の種類・内容及び実施方法 □設計又は工事監理の実施期間 □作成する設計図書の種類(設計) □工事と設計図書との照合方法及び報告方法(工事監理) □業務に従事する建築士及び建築設備士の氏名・建築士資格・登録番号 □再委託する場合 概要・建築士事務所の名称及び所在地 □報酬の額(設計・工事監理の内訳)及び支払いの時期 □契約の解除に関する事項 □建築士事務所の名称・所在地・事務所の種別・開設者の氏名又は名称	1 全て記載している 2 記載漏れがある	
書面の交付状況【法第24条の8・規則第22条の3】		
5 ・ 書面による契約締結が不要な延べ面積300㎡以下の建築物の場合、書面による契約締結と同様に、必要事項を記載した書面を交付していますか？ * 4の事項に次の事項を追加 □契約の年月日 □契約の相手方の氏名又は名称 □事務所の開設者の記名押印又は署名(契約相手方の記名押印又は署名は不要) * 設計・工事監理・工事施工の業務を一括で契約する場合、同一の契約書とすることは問題ありませんが、設計・工事監理業務については、上記事項を書面に記載する必要があります。 * 建築主のほか、設計等の一部を再委託する建築士事務所に対しても交付する必要があります。 * その他の業務については、義務付け対象外ですが、事後のトラブル防止の観点から、書面による契約を行うことが望めます。	1 全てを記載した書面を交付している 2 次のいずれかに該当 ・書面に記載漏れがある ・書面を交付していない	
名義貸しの禁止【法第24条の2】		
6 ・ 自己の建築士事務所の名義を他人に貸す行為を行っていますか？	1 行っていない 2 行っている	
再委託の制限【法第24条の3】		
7 (1) 委託を受けた設計又は工事監理の業務を建築士事務所の登録のない事務所に委託していませんか？ * トレースやCAD作業など設計業務に当たらない補助業務は除きます。	1 委託していない 2 委託している	
(2) 300㎡を超える建築物の新築工事について、委託を受けた設計又は工事監理の業務を一括して他の建築士事務所に委託していませんか？	1 委託していない 2 委託している	
管理建築士の専任等【法第24条】		
(1) 管理建築士は専任していますか？ * 事務所業務が行われている間は、原則として事務所に常勤し専ら事務所を管理する必要があります。 * 業務の遂行に支障を来すような他の職業との兼務は認められません。 * 管理建築士を設置できない場合は、監督処分(登録取消し)の対象となります。	1 専任している 2 専任していない	
8 (2) 管理建築士は事務所の技術的管理の状況を常時確実に把握していますか？ * 管理すべき内容 □受託可能な業務の量・難易・業務の遂行に必要な期間の設定 □業務を担当させる技術者の選定・配置 □所属建築士の業務管理とその業務遂行の適正確保 □他の建築士事務所との提携・提携先に行わせる業務範囲の案の作成	1 把握している 2 把握していない	
(3) 業務を適正に行うためのチェックシステム等は確立されていますか？	1 確立されている 2 確立されていない	

項目・解説 【法:建築士法 規則:建築士法施行規則】		回答選択肢	回答欄
9	変更の届出【法第23条の5】 ・ 建築士事務所の登録事項に変更があった場合、期限内に届け出ていますか？ ＊2週間以内に届出:事務所名称・所在地・開設者の氏名・法人の名称・法人の役員・管理建築士の氏名 ＊3ヶ月以内に届出:所属建築士の氏名、所属建築士の一級、二級、木造の別 ＊届出窓口:一般社団法人福島県建築士事務所協会 ＊所属建築士とは、設計等の実務を行う建築士を指し、設計等の実務を全く行わない建築士やトレース・CAD作業など設計の補助業務のみを行う建築士は、該当しません。	1 届け出ている 2 届け出ていない	
10	帳簿の備付け【法第24条の4・規則第21条】 (1) 契約や業務の概要を記載した帳簿を備え、15年間保存していますか？ (2) 帳簿に次の事項が記載されていますか？ ☐ 契約の年月日 ☐ 契約の相手方の氏名又は名称 ☐ 業務の種類及びその概要 ☐ 業務の終了の年月日 ☐ 報酬の額 ☐ 業務に従事した建築士及び建築設備士の氏名 ☐ 業務の一部を委託した場合の委託業務の概要 ☐ 受託者の氏名又は名称及び氏名 ☐ 管理建築士の意見が述べられたときの当該意見の内容 ＊紙媒体でなくとも、PC内にデータが保存されていれば支障ありません。	1 保存している 2 保存していない 1 全て記載している 2 記載漏れがある	
11	図書の保存【法第24条の4・規則第21条】 ・ 業務に関する図書を作成した日から15年間保存していますか？ ＊平成30年改正建築士法(R2.3.1施行)により、全ての建築物(※1)について、配置図、各階平面図、二面以上の立面図、二面以上の断面図、基礎伏図、各階床伏図、小屋伏図、構造詳細図、構造計算書等(※2)、工事監理報告書の保存を義務付けています。 (※1) 全ての建築物には、建築基準法第6条の4で確認の特例を受けた建築物も含まれます。 (※2) 構造計算書等とは、 1) 保有水平耐力計算、限界耐力計算、許容応力度等計算などの構造計算書 2) 仕様規定の適用除外のただし書で必要な構造計算、燃えしろ設計に係る構造計算等の構造の安全性を確認するために行った構造計算の計算書 3) 壁量計算、四分割法の計算、N値計算に係る図書	1 保存している 2 保存していない	
12	標識の掲示【法第24条の5・規則第22条】 ・ 公衆の見やすい場所に建築士事務所登録の標識を掲示していますか？	1 掲示している 2 掲示していない	
13	書類の閲覧【法第24条の6・規則第22条の2】 ・ 次の内容を記載した閲覧用の書類は備え置していますか？ ☐ 事務所の業務の実績 ☐ 所属建築士の氏名と業務の実績 ☐ 事務所の業務及び財務に関すること ☐ 設計等業務に関し生じた損害賠償のための保険契約を締結している場合はその内容(保険締結は努力義務) ＊紙媒体でなくとも、PC内のデータが閲覧できる状態となっていれば支障ありません。	1 全てを記載した書類を備え置している 2 次のいずれかに該当 ・ 書類に記載漏れがある ・ 備え置していない	
14	設計等の業務に関する報告【法第23条の6・規則第20条の3】 ・ 毎年、事業年度経過後3ヶ月以内に業務報告書を提出していますか？ ＊個人登録の事務所:1月から12月までの期間の業務実績等を3月末までに提出 ＊法人登録の事務所:会社の事業年度の業務実績等を事業年度経過後3ヵ月以内に提出 ＊提出先:各建設事務所行政課 メールによる提出が可能です。 ＊業務実績のない場合も、「業務実績なし」(第2面・第4面)とした報告書の提出が必要です。	1 提出している 2 提出していない	
15	業務に必要な表示行為【法第20条・規則第17条の15】 (1) 所属建築士は、設計図書に建築士である旨を表示し、記名していますか？ (2) 所属建築士は、構造計算により安全性を確かめた場合、業務の委託者に構造計算安全証明書を交付していますか？ ＊構造設計一級建築士が構造計算を行って構造設計一級建築士である旨の表示をした場合を除きます。 (3) 所属建築士は、工事監理業務の成果を建築主に文書(工事監理報告)で報告していますか？	1 記名している 2 記名していない 1 交付している 2 交付していない 3 実績なし 1 文書で報告している 2 文書で報告していない	
16	建築士の定期講習【法第22条の2】 ・ 所属建築士は3年ごとに法定講習を受講していますか？ ＊建築士事務所に所属している建築士は登録講習機関が行う講習を3年に1回受けなければなりません。	1 受講している 2 受講していない	
17	県知事指定講習【法第27条の2】 ・ 開設者・管理建築士のための建築士事務所の管理研修会を登録更新前1年以内に受講していますか？ ＊受講義務はありませんが、建築士事務所の適正な管理・運営のため、定期的な受講をおすすめします。	1 受講している 2 受講していない	
＊このチェックリストは、業務報告書に併せて各建設事務所の行政課に提出してください。			
(問合せ先 福島県土木部 建築指導課 指導審査担当 電話:024-521-7523 mail:kenchikushidou@pref.fukushima.lg.jp)			